

令和4年度地方独立行政法人秋田県立病院機構  
障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等(以下「施設等」という。)の受注の機会の増大を図るため、施設等の物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

## 2 調達方針の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その住所又は所在地が秋田県内にある法第2条第4項で規定する別紙1に掲げる施設等とする。

## 3 調達方針の適用範囲

調達方針は、地方独立行政法人秋田県立病院機構(以下「機構」という。)が発注するすべての物品等について適用する。

なお、物品等の調達に当たっては、別紙2に掲げる物品・役務の品目分類を参考とする。

## 4 基本的考え方

- (1) 施設等からの物品等の調達について、機構全体で取り組むものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく調達するよう努める。
- (3) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。

## 5 調達の推進方法

- (1) 施設等が提供可能な物品等に関する情報提供

秋田県健康福祉部障害福祉課の Web サイト掲載情報等により、提供を受ける。

- (2) 施設等に対する発注時の配慮

施設等への発注に当たっては前項に基づく情報を活用し、物品等の発注の推進に努める。

なお、発注に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力等に十分配慮し、適切な納期を確保するとともに、発注量等の仕様の策定について適切な取り扱いに努める。

### (3) 契約における障害者の就業を促進するための措置等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約を活用するなど、施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

## 6 調達の目標額

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

## 7 調達方針、調達実績の公表等

機構は、毎年度、調達実績を Web サイトで公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。